

霧島市印鑑条例の一部改正について

霧島市印鑑条例の一部を次のように改正する。

平成27年9月1日 提出  
霧島市長 前田 終 止

霧島市印鑑条例の一部を改正する条例

霧島市印鑑条例（平成17年霧島市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第9条中「しない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることができない。」を「しなければならない。」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第18条第2項の規定により印鑑登録証明書の交付を受ける場合は、この限りでない。

第18条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、登録者が自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された多機能端末機から印鑑登録証明書の申請をし、その交付を受けようとするときに準用する。この場合において「専用端末機（以下「自動交付機」という。）」とあるのは「多機能端末機」と、「登録証」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、平成28年1月1日から個人番号カードが交付されることから、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で個人番号カードを利用して印鑑登録証明書の交付を受けることを可能とするため、本条例の所要の改正をしようとするものである。